

取組の現況

別紙1

基本方針1 子ども・若者の健全な育ち、自立を支援します

施策① 成長に応じた支援をします

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
1	1	親子の歯育てすくすくクラブ(すくすく歯育て支援事業)	内容	歯がはえはじめる10か月児とその母親を対象に、むし歯予防に関する健康教育を実施する。同時に保健師や栄養士の健康教育も実施し、子育て不安の解消を図る。新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施方法及び内容を変更して実施した。	歯がはえはじめる10か月児を対象に、予約制の歯科個別相談を行う。
2	1	ハッピーバースデイすくすく歯科健診(すくすく歯育て支援事業)	内容	1歳児を対象に歯科健診・歯科保健指導を実施し、むし歯予防のポイントや家族でのケアの方法について個別にアドバイスを行うとともに、身体測定により、子どもの成長や発育を確認する。また、必要に応じて個別育児相談を行う。新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施方法及び内容を変更して実施した。	1歳児を対象に歯科健診・歯科保健指導を実施し、むし歯予防のポイントや家族でのケアの方法について個別にアドバイスを行う。また、必要に応じて個別育児相談を行う。
3	1	出産・子育て応援ギフト給付事業【新規】	所管課		保健センター 子育て応援課 子ども家庭支援課
			内容		妊娠中や出産後における支援の充実を図るため、妊娠届出時と出生届出後に保健師等の専門職による面談を受けた妊婦や子育て世帯に対し、出産・子育て応援ギフトを給付する。
4	1	多胎児家庭移動支援事業	所管課	保健センター	保健センター 子育て応援課
5	2	ゆりかご葛飾	所管課	保健センター 育成課 子ども家庭支援課	保健センター 子育て政策課 子育て応援課 子ども家庭支援課
6	2	子どもの健全育成事業	所管課	育成課	子育て政策課

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
7	2	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	所管課	育成課 子育て支援課 子ども家庭支援課	子育て政策課 子育て施設支援課 子ども家庭支援課
			内容	概ね3歳児までのお子さんと保護者を対象に、場の提供と合わせて、子育て講座や季節ごとの行事を開催したり、育児相談などを行う。一部の保育所、健康プラザかつしか(※1)、金町子どもセンター(※2)、子ども未来プラザ(※3)、児童館等で実施する。 ※1 健康プラザかつしかで行う事業の利用者を対象に「来館者一時預かり事業」も行う。 ※2 臨床心理士(週1回)や保育士による子育て相談も行う。 ※3 保育園や幼稚園等に在籍していないお子さんをお預かりする「いっとき預かり ぼんだ」も行う。	概ね3歳未満のお子さんと保護者を対象に、交流を行う場の提供と合わせて、子育て講座や季節ごとの行事や、保育士等による育児相談などを実施する。一部の保育施設、健康プラザかつしか(※)、金町子どもセンター、子ども未来プラザ、児童館等で実施する。 ※健康プラザかつしかで行う事業の利用者を対象に「来館者一時預かり事業」も行う。
8	2	かつしか出産応援給付金給付事業【新規】	所管課		子育て応援課
			内容		子どもを産み育てる子育て世帯を応援するため、令和5年4月1日以降に生まれた1歳未満の子どもを養育する世帯に対し、かつしか出産応援給付金(対象児童1人当たり5万円、1回限り)を支給する。
9	2	子育て家庭家事サポーター派遣事業	名称	多胎児家庭家事サポーター派遣事業	子育て家庭家事サポーター派遣事業
			所管課	育成課	子育て応援課
			内容	多胎妊婦及び3歳未満の多胎児を養育する世帯を対象に、妊娠中や出産後の家庭へ家事サポーターを派遣し、家事支援等を行い、その派遣費用の一部を補助する。	3歳未満の子どもを育てる家庭及び多胎妊婦の方がいる家庭を支援するため、家事支援等を行う家事サポーターの派遣に対して、利用料の一部を補助する。
10	2	多胎児用ベビーカー購入等費用助成事業【新規】	所管課		子育て応援課
			内容		3歳未満の多胎児を養育する家庭に対し多胎児用ベビーカーの購入・レンタル費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、外出支援を行う。
11	2	ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業	所管課	子育て支援課	子育て応援課

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
12	2	家庭保育の子どもの預かりサービス（一時保育事業利用支援） 【新規】	所管課 内容		子育て施設支援課 子どもを家庭で保育する保護者に対して一時保育の利用料の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図ることを目的とする。
13	3	セカンドブック事業	内容	絵本でお子さんのことばや心を育てる力を応援するため、3歳のお子さんを対象に、将来の読書活動を豊かにする絵本を配付する。	3歳の誕生日を迎えるお子さんに、図書館がおすすめする5種類の絵本の中から、1冊選んでいただき配付することで、絵本を通して、ことばや心を育てる力を応援し、図書館の利用促進を図る。
14	3	ブックスタート事業	内容	赤ちゃんと保護者が絵本を介して言葉と心を通わす、そのかけがえのないひとときを応援するため、保健センターで実施される乳児健診（3～4か月児健診）において、絵本やイラストアドバイス集などを入れた「ブックスタートパック」を配付する。	絵本を介して、赤ちゃんと保護者が言葉と心を通わす、そのかけがえのないひとときを応援するため、保健センターで実施される乳児健診（3・4か月児健診）において、絵本やイラストアドバイス集などを入れた「ブックスタートパック」を配付する。

施策② 自立に向けた準備の支援をします

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
15	3	学習支援事業	所管課	福祉管理課 指導室	くらしのまるごと相談課 指導室
16	4	学童保育クラブ	所管課	育成課 放課後支援課	子育て政策課 放課後支援課
17	4	かつしか子ども応援事業	所管課	育成課 子ども応援課	子育て政策課 子ども・子育て計画担当課
18	4	学校給食費の完全無償化 【新規】	所管課 内容		学務課 区立学校の設置者として、学校給食を安定的に提供することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図ることを目的に、学校給食費の完全無償化を実施する。
19	4	中学生職場体験事業	内容	キャリア教育の一環として区内の中学生の職業観の育成を図るため、3日～5日間の職場体験を実施する。	キャリア教育の一環として区立中学校生徒の職業観の育成を図るため、3日～5日間の職場体験を実施する。
20	4	課外活動指導員	内容	中学校の部活動指導にあたる教員の減少や異動による部活動の休部又は廃部を防ぐため、学校と連携を図りながら地域顧問指導員又は地域指導者を配置し、部活動の円滑な運営を支援する。	中学校の部活動指導にあたる教員の減少や異動による部活動の休部又は廃部を防ぐため、学校と連携を図りながら顧問指導員又は地域指導者を配置し、部活動の円滑な運営を支援する。

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
21	5	かつしか少年キャンプ	内容	子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学校4～6年生の子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、子ども会のリーダー養成を図り、子ども会活動の活性化に寄与することを目的として実施している。	子ども会育成会連合会と教育委員会との共催事業で、小学校4～6年生の子ども会員に野外活動体験の機会を提供するとともに、ジュニア・リーダー講習会活動にも関心を持ってもらい、子ども会活動の活性化に寄与することを目的として実施している。
22	5	少年の主張大会	内容	児童・生徒が、家族や学校、社会のできごとを通して、日々考えていることや感じていることを、自分の言葉で表現し発表する場として、開催している。大会は、小学生の部と中学生の部の二部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施している。	児童・生徒が、学校生活や家族などの身近な問題や世の中のことで疑問に思うこと、体験を通じて考えたことや提案したいことなどを、自分自身の言葉で表現し発表する場として、開催している。大会は、小学生の部と中学生の部の二部に分かれており、青少年育成地区委員会と教育委員会の共催事業として実施している。
23	5	学校連携事業	内容	子どもに夢と希望を与えスポーツの楽しさを実感してもらうため、かつしか地域スポーツクラブと学校が連携し、小学校体育授業やクラブ活動等でトップアスリート等の専門指導員を講師としたスポーツ教室を実施する。	子どもに夢と希望を与え、スポーツの楽しさを実感してもらうため、かつしか地域スポーツクラブと学校が連携し、小学校体育授業やクラブ活動等でトップアスリート等を始めとした専門指導員を講師に招き、スポーツ教室を実施する。
24	5	区民スキー教室	内容	新潟県津南スキーリゾートにて2泊3日、基礎スキーの講座を開催するとともに、スキーを通して親子や多世代との交流活動のきっかけとする。	新潟県津南スキーリゾートにて2泊3日、基礎スキーの講座を開催するとともに、スキーを通して親子や多世代との交流活動のきっかけを作る。
25	5	ジュニアエンジョイスports	内容	子どもが気軽に参加できるスポーツ大会を年間12種目20大会開催する。また、各種目の総合開会式を開催して健闘を誓うとともに、開会式終了後には各種目の一流選手を講師としたスポーツ教室を開催する。	子どもが気軽に参加できるスポーツ大会を年間14種目22大会開催する。また、各種目の総合開会式を開催して健闘を誓うとともに、開会式終了後には各種目の一流選手を講師に招き、スポーツ教室を開催する。
26	5	かつしかっ子ブック事業	内容	児童が読書に親しむ機会を積極的に支援し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、学校教育のスタート地点に立つ小学1年生が、教育委員会が薦める図書リストの中から1冊を選び、教育長メッセージを添えて配付する。	積極的に児童が読書に親しむ機会を提供し、子どもたちの健やかな成長を応援するため、節目を迎える小学1年生に、教育委員会が薦める図書リストの中から1冊を選んでもらい、教育長のメッセージを添えて配付する。
27	5	かつしかっ子ブック事業(中学生向け電子書籍)	内容	区内の全公立中学校の1年生学級を訪問し、区立図書館職員が1年生一人一人に葛飾区立図書館の電子書籍が利用できる「利用者ID」及び「パスワード」を配付するとともに、電子書籍や図書館の利用の仕方(貸出・返却・予約など)などについて説明する。	区立図書館職員が、区内の全公立中学校を訪問し、1年生一人一人に葛飾区立図書館の電子書籍が利用できる「利用者ID」及び「パスワード」を配付するとともに、電子書籍や図書館の利用方法について説明する。

施策③ 社会への参画の支援をします

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
28	6	中小企業・若者マッチング事業	内容	若者と区内中小企業とのマッチングを図り、区内中小企業の人材確保と定着を支援するため、若者・企業交流イベント(ジョブミーティング)及び企業訪問(オープンカンパニー)を実施する。	若者と区内中小企業とのマッチングを図り、区内中小企業の人材確保と定着を支援するため、若者・企業交流イベント及び企業訪問(オープンカンパニー)を実施する。
29	6	生活困窮者就労準備支援事業	所管課	福祉管理課	くらしのまるごと相談課

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
30	6	生活困窮者自立 相談支援事業	所 管 課	福祉管理課	くらしのまるごと相談課
31	7	高等学校卒業程 度認定試験合格 支援講座受講費 助成 【新規】	所 管 課		子ども・子育て計画担当課
			内 容		様々な事情から高等学校を卒業していない 方に、より良い条件での就業につなげられ るよう、高等学校卒業程度認定試験合格に 向けた講座の受講費用の一部を助成する。
32	7	かつしかふれあい RUNフェスタ	内 容	葛飾区内の中学・高等学校や大学に声掛け を行い、荷物のお預かりから給水所での従 事、参加賞・記録証の配布等のボランティア に従事いただく。各学校のご協力のもと、総 勢600人以上のボランティア体制を確立し、 区内最大級のマラソンイベントを開催する。	葛飾区内の中学・高等学校や大学に声掛け を行い、荷物のお預かりから給水所での従 事、参加賞・記録証の配布等のボランティア に従事いただく。各学校のご協力のもと、総 勢800人以上のボランティア体制を確立し、 区内最大級のマラソンイベントとして開催し ている。

基本方針2 様々な困難を有する子ども・若者および家族を支援します

施策② 障害等に関わる課題への支援をします

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
33	9	基幹相談支援セン ターを中心とした 包括的相談体制 の整備 【新規】	所 管 課		障害福祉課
			内 容		基幹相談支援センターにおいて、重症心身 障害者や精神障害等との重複障害、医療的 ケア児者などの相談に対して適切な支援を 行う他、障害者手帳を取得しながら障害福 祉サービス利用に結びついていない方への アウトリーチ支援を行うなど、相談支援体制 を強化する。
34	9	特別支援教育推 進事業	内 容	特別支援教育巡回指導員が小・中学校や公 立幼稚園を巡回して、少人数や個別の指導 を行う。また、心理専門員、教員経験者等 からなる専門家チームを派遣することにより、 特別支援教育を推進するための指導や助 言を行う。	特別支援教育指導員が小・中学校や公立幼 稚園を巡回して、少人数や個別の指導を行 う。また、心理専門員、教員経験者等から なる専門家チームを派遣することにより、特 別支援教育を推進するための指導や助言を 行う。
35	10	発達障害の可能 性のある子ども に対する重層的な支 援体制の充実	内 容	【特別支援教室の充実】 発達上の課題のある児童・生徒に対する巡 回指導を全小・中学校で実施する。また、巡 回指導教員、特別支援教室専門員、特別支 援教育コーディネーター、学校管理職を対 象とした研修の充実等により、専門性の向 上を図り、実施体制を強化する。 【自閉症・情緒障害特別支援学級の設置】 自閉症又はそれに類するもので、他人との 意思疎通及び対人関係の形成が困難であ る児童・生徒や、主として心理的な要因に よる選択性かん黙等があるもので、社会生 活への適応が困難である児童・生徒を対 象とした固定式の特別支援学級を設置・運 営する。	【特別支援教室の充実】 発達障害等のある児童・生徒に対する巡回 指導を全小・中学校で実施する。また、巡 回指導教員、特別支援教室専門員、特別支 援教育コーディネーター、学校管理職を対 象とした研修の充実等により、専門性の向 上を図り、実施体制を強化する。 【自閉症・情緒障害特別支援学級の設置】 自閉症又はそれに類するもので、他人との 意思疎通及び対人関係の形成が困難であ る児童・生徒や、主として心理的な要因に よる選択性かん黙等があるもので、社会生 活への適応が困難である児童・生徒を対 象とした固定式の特別支援学級を設置・運 営する。

施策③ 自立・社会参画に関わる課題への支援をします

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
36	10	(再掲)生活困窮者就労準備支援事業	所管課	福祉管理課	くらしのまるごと相談課
37	10	(再掲)生活困窮者自立相談支援事業	所管課	福祉管理課	くらしのまるごと相談課
38	10	包括的な支援体制の整備【新規】	所管課		くらしのまるごと相談課
			内容		令和4年度は、福祉の各分野を超えた課題に対して包括的な相談を受けることができる体制づくりについて検討を行った。 令和5年度は、5月に「くらしのまるごと相談窓口」を設置し、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまるごと受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施する。
39	10	(再掲)かつしか子ども応援事業	所管課	育成課 子ども応援課	子育て政策課 子ども・子育て計画担当課
40	11	ヤングケアラーへの支援	所管課	子ども応援課	子ども・子育て計画担当課
			内容	ヤングケアラーの普及啓発ポスターを学校や関係機関等に配布する。令和4年度は、ヤングケアラーに対する包括的な支援の構築に向けた基礎資料とするため、小学校4年生から高校生世代の子ども及び関係機関を対象に調査を行った。	ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるため、普及啓発ポスターを学校や関係機関等に配布するなど、周知啓発を行うとともに、ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体への運営費の助成を行う。 また、令和4年度に行った、ヤングケアラー状況調査を踏まえながら、くらしのまるごと相談事業と連携し、ヤングケアラーの負担軽減につながる支援に取り組む。
41	11	若者支援体制の整備	所管課	子ども応援課	子ども・子育て計画担当課
42	11	社会的養育経験者への支援【新規】	所管課		児童相談課
			内容		社会的養育を経験した子どもや若者達が、地域において安心して生活していけるよう、一人一人が抱える様々な課題に対して、関係機関と連携した相談支援に取り組む。

施策④ 非行・犯罪に関わる課題への支援をします

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
43	11	社会を明るくする運動	内容	「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動。強調月間には、保護司会と協働し、駅頭における広報活動として啓発物品を配布するとともに、広く区民の理解を得るための「かつしか区民の集い」を実施する。	「犯罪や非行のない明るい社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動。強調月間には、保護司会と協働し、駅頭における広報活動のほか、広く区民の理解を得るための「かつしか区民の集い」を実施する。

施策⑤ ひとり親家庭に関わる課題への支援をします

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
44	11	児童育成手当	所管課	子育て支援課	子育て応援課
45	11	児童扶養手当	所管課	子育て支援課	子育て応援課
46	12	私立母子生活支援施設措置	所管課	子育て支援課	子育て応援課
47	12	ひとり親家庭自立支援(給付金)	所管課	子育て支援課	子育て応援課
48	12	ひとり親家庭自立支援(就労相談)	所管課	子育て支援課	子育て応援課
49	12	ひとり親家庭相談	所管課	子育て支援課	子育て応援課
50	12	ひとり親家庭等医療費助成	所管課	子育て支援課	子育て応援課
51	12	母子及び父子福祉応急小口資金貸付	所管課	子育て支援課	子育て応援課
52	12	母子及び父子福祉資金貸付	所管課	子育て支援課	子育て応援課
53	12	養育費受け取り支援事業	所管課	子ども応援課	子育て応援課

施策⑥ 心身の安定・安心に関わる課題への支援をします

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
54	13	里親委託等 推進事業 【新規】	所管課		児童相談課
			内容		社会的養護を必要とする子どもたちに、里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図る。子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保する。
55	13	児童相談の充実	名称	児童相談体制の強化	児童相談の充実
			所管課	子ども家庭支援課 児童相談所開設準備室	児童相談課 子ども家庭支援課
			内容	複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難など子どもと家庭の相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークをさらに深化させ、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた支援をこれまで以上に適切かつ迅速に対応できる体制を構築する。 また、令和5年10月に児童相談所・一時保護所を開設し、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、子どもの安全確保など法に基づく専門的な支援を担う児童相談所・一時保護所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を構築する。	複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難など子どもと家庭の相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させ、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた支援をこれまで以上に適切かつ迅速に提供する。 また、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、子どもの安全確保など法に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化する。

基本方針3 生まれ育つ家庭の事情に左右されない子どもの育ちを支援します

施策① 子どもの育ち・学びへの支援をします

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
56	14	(再掲)学習支援事業	所管課	福祉管理課 指導室	くらしのまるごと相談課 指導室

施策② 子どもが育つ家庭への支援をします

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
57	15	(再掲)学習支援事業	所管課	福祉管理課 指導室	くらしのまるごと相談課 指導室
58	15	生活困窮者家計改善支援事業	所管課	福祉管理課	くらしのまるごと相談課
59	15	(再掲)生活困窮者就労準備支援事業	所管課	福祉管理課	くらしのまるごと相談課

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
60	15	(再掲)生活困窮者自立相談支援事業	所管課	福祉管理課	くらしのまるごと相談課
61	15	児童手当	所管課	子育て支援課	子育て応援課
62	15	(再掲)私立母子生活支援施設措置	所管課	子育て支援課	子育て応援課
63	15	(再掲)ひとり親家庭自立支援(給付金)	所管課	子育て支援課	子育て応援課
64	15	(再掲)ひとり親家庭自立支援(就労相談)	所管課	子育て支援課	子育て応援課
65	15	(再掲)ひとり親家庭相談	所管課	子育て支援課	子育て応援課
66	15	(再掲)ひとり親家庭等医療費助成	所管課	子育て支援課	子育て応援課
67	15	(再掲)母子及び父子福祉応急小口資金貸付	所管課	子育て支援課	子育て応援課
68	15	(再掲)母子及び父子福祉資金貸付	所管課	子育て支援課	子育て応援課
69	16	(再掲)養育費受け取り支援事業	所管課	子ども応援課	子育て応援課

基本方針4 地域全体で支える環境を整えます

施策① 地域全体で支える環境を整えます

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
70	17	(再掲)包括的な支援体制の整備【新規】	所管課		くらしのまるごと相談課
			内容		令和4年度は、福祉の各分野を超えた課題に対して包括的な相談を受けることができる体制づくりについて検討を行った。 令和5年度は、5月に「くらしのまるごと相談窓口」を設置し、年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまるごと受け止め、寄り添いながら包括的な支援を実施する。
71	17	子育て支援ネットワークの構築	所管課	育成課	子育て政策課

No.	別紙2 ページ	名称	項目	前回把握時	今回把握時
72	17	葛飾区子ども・若者応援ガイド	所管課	子ども応援課	子ども・子育て計画担当課
73	17	葛飾区子ども・若者支援地域協議会	所管課	子ども応援課	子ども・子育て計画担当課
74	17	子ども・若者活動団体支援	所管課	子ども応援課	子ども・子育て計画担当課
75	17	(再掲)課外活動指導員	内容	中学校の部活動指導にあたる教員の減少や異動による部活動の休部又は廃部を防ぐため、学校と連携を図りながら地域顧問指導員又は地域指導者を配置し、部活動の円滑な運営を支援する。	中学校の部活動指導にあたる教員の減少や異動による部活動の休部又は廃部を防ぐため、学校と連携を図りながら顧問指導員又は地域指導者を配置し、部活動の円滑な運営を支援する。